

## 中国産冷凍いんげんからの農薬の検出について

平成20年10月15日  
消費者安全情報  
総括官会議幹事会

標記については、関係府省庁で連携して、以下の対応を行っている。

## ○ 厚生労働省

10月12日、東京都八王子市において、同市在住の住民が中国産冷凍いんげんを食べて、異様な味と臭いを感じ、舌のしびれとむかつきを感じ、病院で受診した。当該苦情品の検査を東京都健康安全研究センターにおいて行ったところ、ジクロロボスを検出(6,900ppm)し、10月15日、東京都及び八王子市において公表するとともに、厚生労働省に報告があったことから、以下の対応をとったところ

- ① 国民に対し、家庭に保管されている当該製品を摂食しないよう、注意を喚起すること
- ② 関係地方自治体を通じて輸入者及び販売者に対し、原因が判明するまでの間、当該製品の販売を見合わせるよう、指示すること
- ③ 各地方自治体に対し、同様の事案が発生した場合には、直ちに報告するよう、要請すること
- ④ 検疫所に対し、当該製品の製造者(Yantai Beihai Foodstuff Co.,L td.)からのすべての食品の輸入手続きを保留すること

## ○ 農林水産省

地方農政局、地方農政事務所等に本事案に関する情報を周知するとともに、同様の事案など関係する情報を入手した場合には、保健所等に情報提供し、本省に報告するよう依頼。

また、関係業界団体にも本事案に関する情報を周知。

## ○ 外務省

外務省から在京中国大使館に対し、また、在中国日本大使館から中国当局に対し、本事案の事実関係を伝達するとともに、中国側からの関連情報の迅速な提供を要請した。

○ 文部科学省

文部科学省においては、各都道府県教育委員会等に対して、本事業に関する情報提供を行った。

○ 警察庁

警察庁においては、資料の鑑定、関係者からの事情聴取、流通経路の確認などを行う。

○ 内閣府

食品安全委員会においては、ジクロロボスの毒性等に関する情報発信を行った。

国民生活局においては、国民生活センターを通じて、全国の消費生活センターから、関連する事故情報や相談が寄せられていないか情報収集を行った。